

## 論文内容の要旨

論文題目：フランコ体制の変容－1950年代における体制の「流動化」  
と経済成長政策の起源－

氏名：武藤 祥

本稿は、スペインのフランコ体制(1939-75年)が、1950年代に直面した政治的不安定を、政治変動論の「流動化(lability)」という視点から分析したものである。

フランコ体制は1940年代末から50年代初頭にかけて、冷戦の激化による国際的孤立の解消、国内の反体制武装勢力の消滅に直面した。そのことによって、1940年代まで持っていた「戦時体制」としての性質(「勝者」と「敗者」の峻別と後者への抑圧、フランコ個人への権力・権威の集中、アウタルキー政策、国民の組織化・動員)は大きく揺らぐことになる。

そうした中、体制内のアクターからは、①自らの政治・社会構想を実現するため支持調達・基盤獲得を目指す、②脱個人的で制度化された政治システムの構築を目指す、③近代的・自由主義的経済運営ならびに一元的・合理的な行政機構への転換、という動きが生まれる。

これらが噴出することで、1950年代のフランコ体制は流動化に見舞われた。しかし50年代の流動化は、40年代の「政治危機」と異なり体制の本格的「危機」には至らず、「業績危機」の段階にとどまるものであった。これを踏まえ、以下各章の内容を要約する。

第1章では1950年代初頭、「戦時」の統治が直面した限界を論じる。1940年代の「体制形

成期」を経て、統治機構は確固たるものとなり、「平時」の統治が志向されるようになった。

他方、50年代初頭に体制にとって最も深刻な問題は、必需物資の不足、物価高、失業などの経済問題であった。内戦後から続くアウタルキー政策の矛盾は、すでにこの時期に顕在化していた。窮状に対する国民の不満が最も尖鋭な形で表れたのが、1951年春にバルセロナとバスク地方で発生したストライキであった。労働者のみならず当時エリート層であった大学生がこのストライキを主導したことは、政権にとって大きな衝撃を与えるとともに、経済的窮状が体制に対する政治的不満へと直結することへの強い危機感を生み出した。

こうした危機への対応が、1951年7月の内閣改造と省庁再編である。この改造により単一政党 FET の書記長と官房長官が閣僚としてのポストを与えられたが、最大の特徴は経済系閣僚における実務的人選である。もっとも政権内における経済運営方針の対立(自由化路線とアウタルキー)は解消されなかった。

第2章の主題は、体制とカトリック界(カトリック教会と系列諸団体)の関係である。フランコ体制とカトリック界との関係は常に密接なものであったが、そこには軋轢・緊張の契機も含まれていた。50年代に入りカトリック界が社会での影響力拡大・回復を目指すことで、こうした軋みが噴出するのである。

最初の軋みはカトリック系労働者組織 HOAC をめぐって生まれた。労働者層の組織化・教化はカトリック界が重視した領域であり、労働者の窮状に対する危機感も広がっていた。このような中 HOAC は、機関紙の頒布などを通じて政権への攻勢を強めていくが、このことは政権のみならず当のカトリック界の警戒を惹起した。1951年春のストライキに HOAC が積極的に関与したことを機に、高位聖職者層もついに HOAC への自発的禁圧へと方針転換した。HOAC をめぐる緊張は、社会の底部で起こったものであり、国家と教会との頂上部の連携によってひとまず収束する。

しかし、続いて起こった中等教育法改正問題は、その頂上部で起こった軋轢であった。1951年の内閣改造で国民教育相に就任したルイス・ヒメネスは、1938年の中等教育法の改正を目論んだ。その趣旨は、中等教育に存在する技術的問題の解消と、教育水準の向上という、中等教育の「合理化」であった。ルイス・ヒメネス自身カトリック界の出身であり、教育における教会の権利に十分に配慮したにもかかわらず、カトリック界、特に教会高位聖職者層はこれを「国家による公教育の一元管理」、「教会の教育権の侵害」と捉え、強く反発した。一年以上の交渉を経て改正は実現したものの、国家と教会との軋轢が明確となった。

これを一時的にはあれ和らげる契機となったのは、1953年8月にスペイン政府と教皇庁が締結したコンコルダート(政教和約)である。スペインの熱望とは裏腹に、教皇庁は当初締結に消極的であった。だがフランコ政権は、スペイン国家がカトリック教会に対し「精神的主権」を認めるという、近代国家としては破格の待遇を与えることで締結を実現した。そしてフランコ体制は、コンコルダートによって対内的・対外的正統性を決定的に高めることになったのである。

第3章では、1950年代に再活性化したファランヘによる「国民革命」の展開とその帰結を論じる。1940年代以降その影響力を大きく低下させていたファランヘは、1950年代に入ると、再び自らの理念に基づく政治・経済・社会システムの構築を目指し始めた。ファランヘ再活性化の一つの象徴が、1953年10月に開催された第1回FET全国大会である。そこでは、国民を政治・生産活動に主体的に関与させ、また「下からの」要求を有効に吸い上げることで国民の一体性を高めること、経済成長と富の再分配による民生の向上、などが主張された。だがこうした試みは、実現の段階になると様々な困難に直面した。

1954年11月に実施された市議会議員選挙は、以前に比して自由度・競争性が高まった。ファランヘはこれを支持調達と地方政治の主導権を握る場と位置づけたものの、選挙をめぐる深いジレンマに直面した。それは、人々の選挙に対する信頼性を維持するため、一定程度の競争性を担保しなければならないものの、同時に予想外の候補者が当選する危険性をも回避しなければならないという状況であった。また、54年選挙で人々が見せた反応は、ファランヘが期待したような自発的・熱狂的なものとは程遠い、冷淡なものであった。

社会政策の拡充は、ファランヘが人々の支持を獲得するもう一つの重要な手段と位置づけられた。FET系列団体ならびに公認労組「垂直組合」は、1950年代に入り疾病保険の整備など様々な事業を展開したが、事業主体の乱立、そして何より予算・資源の不足は、社会政策拡充にとって最大の桎梏となったのである。

1956年2月にマドリッドで発生した大学生による騒乱は、既存の枠組自体が腐食していることを示す事件であった。ファランヘは、公認学生組織SEUを用いて将来のエリートたる大学生の編入・組織化を早くから試みてきた。しかしSEUは学生の組織化ができなかったばかりか、学生にとって攻撃の対象となった。56年の騒乱は、「国民革命」が期待された政治・社会の変革・活性化ではなく、体制への異議申し立てを促したことの象徴でもあった。

第4章は、50年代の「流動化」のピーク、すなわち1956年以降提起された「政体問題」の帰結を扱う。「政体問題」は、1950年代半ばにフランコの高齢化という状況の中、体制の統治原理と統治機構・制度を基本法という形で確立するという動きであった。それは、「フランコ後」の権力継承・体制維持のために不可欠の課題であった。

この課題を担ったのが、1956年2月にFET書記長に復帰したアレーセである。アレーセは、FETが実質的な政治権力を独占的に行使するという基本法案を提示した。これは、脱個人的かつ国民意思の代表性を高めるという意図の下形成されたが、既存の基本法(コルテス設置法、国家首長継承法)で定められた統治原理とことごとく齟齬をきたすものであり、広範な政治勢力から反対を招いた。スペイン首座大司教による反対表明を受け、アレーセはFET書記長の辞任を決断する。

1956-57年におけるもう一つの大きな問題は、経済危機の昂進であった。とりわけ56年に労相ヒロン・デ・ベラスコによって実施された二度の賃上げは、インフレを一気に加速さ

せた。そして経済危機は、「国民革命」に邁進する FET 地方組織からの改革要求をも噴出させることとなった。1950 年代のフランコ体制に付きまとっていた問題、すなわち非効率的な行政・経済政策の弊害は、もはや誰の目にも明らかであった。

こうした流動化のピークに対する処方箋が、1957 年 2 月の内閣改造、同年 7 月の「国家中央行政組織法」である。前者では政権からアウトルキー政策推進派の閣僚が一掃され、後者では、官房を頂点とする一元的行政運営の仕組みが整ったのである。1959 年の「経済安定化計画」の受容、1960 年代の経済成長路線の素地はここに完成した。

一方アレーセ案挫折後も、体制の統治原理・統治機構の確立という課題は残存した。官房長官カレーロは、各政治勢力間のバランスを維持しつつ、既存の統治原理を明文化するという課題を達成した。1958 年 5 月の「国民運動原則法」であった。

フランコ体制はこうして流動化の局面を安定させた。しかし、流動化が体制の崩壊につながらなかったからといって、そのインパクトが軽微であったわけではない。事実フランコ体制は、1950 年代末を境に、経済成長・合理的行政運営を旨とする「成長指向型体制」へと変容を遂げた。そして「国民運動原則法」の成立とともに統治機構の問題が先送りになったことで、フランコ体制は「暫定的」なものであることは確定した。しかしこの「暫定的」統治は、ほかならぬフランコの長寿により、その後 15 年もの間続くこととなる。